

竹原市民生産業委員会

令和元年6月21日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第34号 広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
- 2 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第37号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第39号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第41号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(その他)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 次回委員会の開催について
 - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年6月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
下 垣 内 和 春
今 田 佳 男
大 川 弘 雄
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
税 務 課 長	井 上 光 由
市 民 課 長	塚 原 一 俊
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	有 本 圭 司
建 設 課 長	大 田 哲 也

午前9時56分 開会

委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、委員長はじめ委員の皆様方におかれまして、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、後ほど条例等の改正等として、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第39号と特別会計の補正予算案として議案第41号の合わせて5議案につきまして担当から説明をさせていただきますので、慎重の審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。審査の都合上、審査の順序につきましては、市民生活部提出議案である議案第37号、福祉部提出議案である議案第36号、議案第39号、議案第41号、建設部提出議案である議案第34号の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は以後座ったままで行っていただいて結構です。

議案第37号竹原市税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、税務課の方から議案第37号竹原市税条例等の一部を改正する条例案につきまして、議案書の方55ページ、議案参考資料の方41ページになります。

説明の方は、本日配布させていただいております議案等補足説明資料、市民生活部の資

料で説明させていただきます。

それでは、1 ページの方、資料1の方お願いいたします。

それでは、1. 改正の概要につきまして、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人市民税におけるひとり親に対する非課税措置を見直すとともに、消費税引き上げに伴う環境性能割の軽減、軽自動車税のグリーン化特例の対象の整理など、必要な規定を整備するものであります。

具体的な内容といたしまして、2. 市民税関係の改正につきましては、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とする措置を講ずるものであります。

3. 軽自動車税関係の改正につきましては、(1) 環境性能割に関する改正で、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものであります。

自動車取得税と環境性能割の税率の表をごらんください。令和元年9月末をもって、自動車取得税は廃止され、10月から環境性能割が新たに課税されます。環境性能割は燃費性能により、取得各区に対し、1%と2%が課税されますが、令和2年9月30日まで1%分軽減され、表の右太枠のように1%は非課税、2%は1%になります。なお、自動車取得税は県税ですが、環境性能割は市町村税になります。環境性能割の徴収については当分の間、自動車取得税と同様に県が徴収することとなっております。

(2) 種別割に関する改正につきまして、軽自動車税のグリーン化特例について、現行の制度の経過対象期間を令和3年度まで2年間延長します。また、電気自動車等の75%軽減の対象車につきましては、さらに令和5年度まで延長するものであります。

4. 施行日につきましては公布の日になります。令和元年第2回竹原市議会定例会提出議案のうち、税務課関係につきましては以上であります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 自動車取得税がどうして廃止になって、それで今の形になったのか説明を求めることと、それとその環境性能割の税率の1%分が軽減される。ということ

は、竹原市の税が1%減る。その場合の補填はどういう形になるのか、ちょっと説明してください。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 自動車取得税が廃止されまして、環境性能割に移行するということですが、自動車取得税自体、何と申しますか……

委員長（竹橋和彦君） 二重課税廃止じゃなかったですか。

委員（宮原忠行君） わからないようになった。それで、1%の軽減後の補填はどうなる。

税務課長（井上光由君） 済みません。影響額についてと補填についてなのですが、影響額と申しますか、当初予算におきまして、県からの通知としてグリーン化特例の減少の方になると思いますが、そちらの方、31年度ベースでしますと75%軽減の台数が0になります。50%の方は125台、25%の方が287台で合わせまして412台、減額になるのが140万6,400円ということでございます。

この補填についてのことですけど、御存じのように市町村の財政と申しますのは国の方からの地方交付税という形になっております。その交付税の算定といたしまして、基準財政収入額と需要額と、その対比をしてマイナス部分を交付対象となるということでございますので、当然そちらの減った部分、収入額の方が減るとい形になりますから、交付税の対象というふうに認識しております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 自動車取得税が、消費税との関連の中で二重課税とか様々な税法上の問題を抱えている。基本的に1つのものに対して課税は1つでないといけないのよ。それで自動車業界も消費税の改正に伴って、強く、相当長い間だが、自動車取得税の廃止を訴えてきた。

ところが、国の政府税調においてもいろいろと議論を重ねてきたが、確かに税法上の、あるいは税理論上の問題はあることは承知をしているが、しかし現行の税制の中で、現行の税制いうのはある意味で言えば地方の財源をどう確保するかということ。だから税法上の、理論上の問題はあるけれども、それを優先をして地方の税収減になることは政府税調としてもそれを受け入れるわけにはいかないという形の中で今のような形に変わった、自動車取得税を廃止して。

そして、地方税を、地方の財源を確保するという形で自動車取得税から新しい税制に変わって竹原市に入ってくる。市や町や村に入ってくるその割り当て分が交付分が減るということについて、明確に、例えばそれを交付税で間違いなく措置するとかよ。あるいは県の交付金とか納付金等で何とか補填するというのならわかる。

ところが、それはいやいや、地方交付税の全体の中でやるのですよというのであれば、だったら地方交付税が基本的に基準財政需要額から収入額を差し引いた満額が来るのならわかる。ところが、現にはそうになっていないだろ。それなら実質的に、ちょっと乱暴な言い方をすれば、県分は保全はするが市町村分は知らないよと、1%分で我慢しろというのは、これは税法上の取り扱いとして公平な取り扱いなんかのという疑問を持たざるを得ない。

なんでかというとな、今の地方税そのものも様々な矛盾抱えている。そして、毎年毎年、おそらく2回ぐらいだったかと思うが、その税務職員の研修ともやっている。それぞれの市や町が課題を提示して。ならば、そうした例えば市長会とかといったものとして国へも要望していくわけよ。そこら辺の論理的な問題いうのを理解せずに、理解できないまま、国から言ってきましたからこうですよとやってすることが、果たして竹原市行政にとっても、また竹原市議会にとってもそれが正しいやり方かどうか、その地方自治のあり方としてという問題もはらんでいるわけよ。

だから、その辺のところはやっぱり、もう少し税務課長の方も勉強しておいてほしいし、少なくとも国においても様々な地方行革の中で、国の政策においても一方的に地方の負担になるような新規施策はやらないということを約束している。そして、ほとんどが一方的に財源の掘出しになっているわけだから、そこら辺もしっかりと、財政厳しい厳しいと言っているのだから、その辺のところもしっかりと問題を理解するように努力しながら、竹原市の財政基盤の確立に努力をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。答弁いいですから。

副委員長（宇野武則君） 次の委員会あるから、報告しないとけないという話して。

委員（宮原忠行君） 研修会があるから、そこで上げればいい、宿題で。それでみんなで議論すればいい。

副委員長（宇野武則君） はい、次。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

市民生活部は退室していただいて結構です。

議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） それでは、議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料の39ページをお開きください。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査嘱託員の報酬の額を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、竹原市社会福祉法人等指導監査嘱託員の報酬の額を日額1万9,000円から日額2万600円へ改めるものでございます。

この社会福祉法人の指導監査ですが、平成25年度に法定移譲を受けまして、実施するに当たって嘱託員制度を整える際、広島県の総務局人事課から示されました報酬額について情報提供を受けたものを参考として報酬の額を定めております。

この報酬につきましては、県、各市といった所轄庁の別はありますが、嘱託員が従事する指導業務内容に県、各市とも違いはないことから、県の報酬額に準拠した報酬額に改定することが適当と考えております。このたび、県の健康福祉局地域福祉課から、平成31年4月1日付けで報酬額を改定したとの情報を受けて改定するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行する。根拠法令は地方自治法第203条の2でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） この社会福祉法人等指導監査嘱託員さんですね。この方が2人いらっしゃると思うのですが、この方の日額が、この金額が変わることなのですか、実際にこの業務をされている日数とかというのがわかりましたら教えていただきたい。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 指導監査に入るのが2日でございます。2日ですけども、その間いろんな資料等々を見ていただいて、監査報告書を上げていただくというような業務がありますので、入るのは2日ですけど、報告書をまとめて出してもらおうということであと2日ぐらいは必要になるというふうには思っております。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この2日から4日ということですけども、年間に直しましたらどのぐらい、いろんな所に指導監査に入られてと思うのですけども、どのぐらいのところの事業所というのですかね、入られているかわかりますでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 過去の実績でございますが、平成28年の時は4事業所、29年の時には9事業所、平成30年の時は4事業所というふうな形になっております。法人数は9法人ありますので、その法人を年ごとに分けて実施するような形にはなっております。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第39号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） それでは、議案第39号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料103ページをお開きください。

まず、提案の要旨でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げに合わせ、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置を拡充するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、年齢65歳以上の第1号被保険者の保険料の額について、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階で消費税の引き上げによる増収分の公費を財源として保険料軽減を強化し、第1段階を3万1,860円から2万6,550円に、第2段階を4万9,560円から4万4,250円に、第3段階を5万3,

100円から5万1,330円に減額するものです。

介護保険料の軽減強化につきましては、医療介護総合確保推進法による介護保険法施行令の改正により、平成27年4月から一部実施を行っているところでございますが、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、さらに軽減強化を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和元年度分の保険料から適用するものです。根拠法令は介護保険法第129条でございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第41号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第41号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてその内容を御説明いたします。

福祉部の議案等補足説明資料、1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置を拡充することに伴い、歳入予算を補正するものです。

補正予算の状況でございますが、介護保険料において1,658万9,000円を減額し、繰入金において同額の1,658万9,000円を増額するものです。

内容につきまして、2ページをごらんください。

(1)の介護保険料につきまして、③補正額をごらんください。介護保険料減額の内訳は特別徴収保険料が1,542万8,000円、普通徴収保険料が116万1,000円、合計で1,658万9,000円の減額となっております。

(2)の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減に要する費用を介護保険法に基づき公費で負担することとなっているため、軽減額と同

額の1,658万9,000円を繰り入れるものでございます。負担割合は国2分の1, 県4分の1, 市4分の1となっております。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

福祉部は、退室いただいて結構です。

議案第34号広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを議題にします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、議案第34号の広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について御説明申し上げます。

議案の説明につきましては、建設部の議案等補足説明資料で説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

このたび、広島県が新たに放置艇対策の一環として、プレジャーボートの所有者が港湾施設の目的外使用の許可を受けて係留保管をすることができるように広島県港湾管理条例の一部改正を6月県議会へ上程する予定としております。

港湾施設の使用許可に関する事務は、事務委託に関する規約により、竹原市が行うこととされておりますが、プレジャーボートの目的外使用の許可につきましては広島県において行うこととするため、規約の変更を行うものでございます。

2の変更の内容につきましては、規約の第1条第2項に下線部を加えることとしており、県から市が委託を受けて使用許可に関する事務のうち、プレジャーボートの係留に関する事務を除くを追加するものでございます。

3の放置艇対策につきましては、国において、令和4年度末までに放置艇を0隻とすることが目標に掲げられておりまして、広島県におきましても上記目標の達成に向け、これ

まで放置艇対策が遅れてきた地方港湾，漁港を中心として支障がない範囲において施設の目的外使用許可を受けてプレジャーボートを係留できるよう条例改正が行われるものでございます。

また，プレジャーボートの係留に係る使用料につきましては，小型船舶用泊地の指定を令和4年度までに段階的に進めまして，全ての泊地指定が完了する令和5年度から使用料を徴収することとしているものでございます。

以上，よろしく願いをいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長（宇野武則君） 係船場の場所は事前に協議があるのかどうか。それとおそらく金額が福山も三原も大体月1万円だが。広島の出島は県がやっているのだが，非常に30万円から50万円の間ということで，置く人間が非常にいないというような現状があるわけだが，この前段の場所とか金額については事前に協議があるのかどうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちら，これからうちも進める中で，広島県と竹原市が規約の変更についての協議を行うということで，そうした具体的なものについては今後検討協議して，位置等も把握するように心がけていきます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） これは，県が東京の企業に委託している，現状の調査を。私の方もうちの会員名簿とか，できるだけ安い場所を何カ所か示して，できるだけ安い場所の選定をお願いしますということを文章でまた別に東京の会社に出しているのですが，県との交渉があったらできるだけ，大体プレジャーボートは3メートル水深があればいいと思うのですが，そこらもよう含めて調査して県との交渉に臨んでいただきたいというように思います。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 宇野先生の方からあったから、プロだから私が改めて聞くのがどうかなと思うのだけど、今現段階において、副委員長の方からあったように、そうしたある程度細部具体化も含めて、もう青写真も含めてプログラムはどの程度までいっているのか。わかる範囲で構わないので。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回の県の取組につきましては、竹原市以外にも沿岸部、広島市、これでいくと今回上程させていただくのが呉市、三原市、尾道市沿岸部、同じような協議をするということを上程させていただいておりますが、その内容につきましては、現在、県の方が平成30年3月に放置艇解消のための基本方針を策定して取り組んでおられるということで、その内容につきましても進めているということで、これから具体的に進めていく中で県と協議していきたいと考えております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今までも、プレジャーボート対策を私が知っているだけでも30～40年。なかなか進んでないのよね。そして現実に今までも、今回そういうことはないと思うのだが、今までも県議会へ議案を提出するというところでいろいろと協議を重ねてきて、それが実現しなかったような事例もある。だから、おそらくそういう、相当詰めて6月議会へ出されるのだろうと思うのだけでも、そこら辺の情報もできたら委員長、副委員長の方に情報の早期把握に努めて、委員会の方へ情報提供をよろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

今日行った……。

委員（高重洋介君） 委員外なしです。

委員長（竹橋和彦君） いやいや、いやいや、委員間討議ですからここです。

委員（宮原忠行君） 委員間討議なし。

委員長（竹橋和彦君） なし。

ほかに追加資料要求等ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないですか。では質疑なしでよろしいですね。

以上をもって本委員会への付託案件に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

これより本委員会への付託案件について順次討論、採決に入ります。なお、討論、採決の順序につきましては議案番号順にとり行ってまいります。

議案第34号広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市税条例等の一部を改正する条例案についてこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会の付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本委員会での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、合わせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては後刻委員長において調整いたしますので、御了承をお願いします。

議事の都合により暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他事項に移ります。

今後の所管事務調査についてであります。まず、次回の委員会の開催については7月4日木曜日を予定しております。

内容につきましては、郷土産業振興館の現地視察とプレミアム商品券に関する事務について担当課より説明を受けてまいりたいと考えておりますので、御出席のほどお願いいたします。

そのほかに、協議調査等ございましたら。

委員（川本 円君） 4日は時間は。

委員長（竹橋和彦君） 10時からです。

委員（川本 円君） はい。

委員長（竹橋和彦君） 今後の所管事務調査について、特に北崎市営住宅と竹原港の駐車場の問題の今後の調査について、適宜進捗状況等を閉会中の審査に入れたいと思うのです。

が、いかがでしょうか。

副委員長（宇野武則君） なかなか前に進まんの。

委員長（竹橋和彦君） では、閉会中の審査に北崎市営住宅と竹原港駐車場の進捗状況とを閉会中の調査に入れたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり、御要望等ございませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） 確認ですけど、今北崎っていわれましたけど、北崎以外は基本しないというふうな考え方でよろしいですか。市営住宅の問題については。

委員長（竹橋和彦君） いえいえ。何回かに1回を進捗状況、北崎に関しては入れていこうかなあという考えのもとで。

委員（川本 円君） だから、北崎以外もやるということですか。

委員長（竹橋和彦君） そうですね。はい。

委員（川本 円君） わかりました。

ほかにごございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） いずれにしても、それ以外であればほかの市営住宅でもいい。委員長要望すれば、それに基づいて委員長はそれを議題として委員会開くのがだから。また委員長の方も、その都度その都度副委員長と協議しながら、そのテーマは決めて委員会は開くのだろうから、そこまで大ざっぱにどうでしょうかということまでしないでもいい。議題等については正副委員長に一任しとくということではないか。それでだめな場合、不都合がある場合はそれぞれが要求すればいいのだから。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） では、正副委員長の取り計らいでよろしいでしょうか。

副委員長（宇野武則君） この前、正副委員長の説明どおり、建設の課長にも北崎の住宅については特に危険性が高いのでね。やっぱり交渉ではなくて弁護士さんに相談して、ある程度けじめつけていかないと。年金がどうだから安いからどうだというような理由もあるのですが、それならそれで救済方法もあろうし。

それから問題は、やっぱり立ち退いてもらった折の受け入れの住宅ね。ここらのリフォームは絡んでくるわけですね。そういうことを踏まえて今後要望していきたいというふうに思っています。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、ただいまの意見を踏まえて議長に申し出ることに對し御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時50分 閉会